

入札公告

2号工事

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第167条の6の規定により公告する。
また、各項に掲げるもののほか、東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項（建設工事）（以下「共通公告」という。）による。

令和8年7月28日

東広島市長 高 垣 廣 徳

- 1 工事名 令和8年度 東広島市下水道事業 大内原地区農業集落排水管更生等改築工事（大08-1）
- 2 工事管理番号 8-108-0017
- 3 工事場所 東広島市河内町入野
- 4 工事概要 管きょ内面被覆工（反転・形成工法）既設管径 φ150mm L=110.5m
管きょ工（開削）VUφ150mm L=47.20m
- 5 工期 契約日の翌日から令和8年11月26日まで
- 6 予定価格 9,947,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- 7 最低制限価格 有り
- 8 建設工事の種類 土木一式工事
- 9 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。(2)から(6)までの要件は、それぞれに特記してある場合を除き、上記8の建設工事の種類について満たしているものとする。

(1) 令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格者として認定されている業種	土木一式工事			
(2) 広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者の指定	不要			
(3) 建設業法第15条の許可（特定建設業許可）の要否	下請契約の予定額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は特定建設業許可を必要とする。			
(4) 建設業の許可を受けている営業所所在地等 ※営業所とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項で許可を受けた営業所とする（以下同じ）。 ※主たる営業所とは、建設業許可申請書別紙二の「主たる営業所」欄に記載されている営業所とする（以下同じ）。 ※本店とは、登記されている本店とする（以下同じ）。	広島県内に主たる営業所を有する者			
(5) 認定等級又は総合数値及び年平均完成工事高 ※認定等級（格付け）とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定する資格の格付のことで令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※総合数値とは、東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程第4条第1項に規定するもので、令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格認定通知書に工事種類別に記載されているものをいう。 ※年平均完成工事高とは、令和7・8年度東広島市建設工事競争入札参加資格申請時に提出した総合評定値通知書に記載された工事種類別のものをいう。	ア	東広島市内に本店かつ主たる営業所を開札日から遡って継続して1年以上有する者	認定等級（格付け）	A、B又はC
			年平均完成工事高	問わないものとする
	イ	広島県内に主たる営業所を有し、かつ、東広島市内に営業所を有する者（アを除く）	総合数値	850点以上
			年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
	ウ	広島県内に主たる営業所を有する者（ア、イを除く）	総合数値	900点以上
			年平均完成工事高	予定価格（税抜）以上
(6) 同種・類似工事の元請施工実績 ※必ず「東広島市建設工事等条件付一般競争入札公告共通事項4」の基準等を満たすこと。	公共下水道事業、流域下水道事業又は農業集落排水事業の管きょ工事において、次の①又は②のいずれかの工事の元請施工実績を有する者 ①下水道本管管更生の施工を含む工事 ②小口径管推進工法、中大口径管推進工法又はシールド工法による下水道本管の施工を含む工事			

- 1 0 その他入札条件（詳細については共通公告に記載）
- (1) 使用契約約款：「建設工事請負契約約款」及び「建設工事請負契約約款特約事項」（東広島市ホームページ掲載のもの）
- (2) 落札者は契約後、次のいずれにも該当する技術者を主任技術者として配置しなければならない。
- ア 土木工事業に係る主任技術者の資格を有する者
- イ 公共下水道事業、流域下水道事業又は農業集落排水事業の管きょ工事において、次の①又は②のいずれかの工事の経験（監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人としての元請経験に限る）を有する者
- ※原則、工事の全期間に従事した者であること。
- ①下水道本管管更生の施工を含む工事
- ②小口径管推進工法、中大口径管推進工法又はシールド工法による下水道本管の施工を含む工事
- ウ 配置時点で、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（所属建設業者との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前に連続して3か月以上存在すること）にある者
- エ 配置時点で、他に配置されている工事の請負金額がいずれも4,500万円（税込）未満（建築一式工事の場合は、9,000万円（税込）未満）であること。
- ※技術者の兼務については「技術者等の適正配置について」を参照すること。
- (3) 市町村税の滞納のない者対象案件：共通公告1(11)参照
- (4) 完全電子案件：共通公告1(12)参照
- (5) 電子くじ実施対象案件：共通公告5C(3)参照
- (6) 社会保険未加入対策対象案件：共通公告5J参照
- (7) 積算内訳書：労務費等を記載する新しい様式の積算内訳書を提出すること。
- ※様式掲載場所（東広島市ホームページ）
- ホーム > 組織から探す > 契約課 > 4 建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(様式・提出書類) > 入札書/委任状/入札辞退届/積算内訳書
- ※令和8年4月1日付けで正式に様式の改正を行っているため、上記ページからダウンロードして使用してください。

- 1 1 入札参加及び提出資料
- 本案件入札に参加しようとする者は、電子入札等システムを利用して入札を行うこと。なお、システム障害等により、書面参加を希望する者は、電子入札実施要領第4条第2項により書面参加申請手続きを行うこと。
- 入札の結果、落札候補者となった者は、次の提出資料各1部を電子入札等システムを利用して速やかに提出すること。

提出資料		詳細
資格要件確認資料	(1) 経営事項審査の総合評価値通知書の写し	必要なし
	(2) 施工実績及び配置予定技術者確認資料	様式第1（原則、添付ファイルはExcel形式で提出すること）
	(3) 会社の実績を確認するための資料	次のいずれか1つ以上 ア CORINS（登録内容確認書）の写し イ 発注者の証明書の写し ※ア又はイのいずれにおいても、9(6)に規定する内容の記載が無い場合、契約書の写し〔約款を除く、内容が確認できる部分の仕様書を含む。〕を加える。
	(4) 建設業許可申請書別紙二の写し	9(5)のイに該当する者のみ必要
(5) 媒体提出届		様式第5（原則、不要） ※ただし、電子入札等システムを利用せず書面又はCD-Rにより持参する提出資料があるときは、媒体提出届を、電子入札等システムを利用しWord形式の添付ファイルとして提出するとともに、契約課に持参する媒体にも写しを添付すること。

※会社の実績について、東広島市発注工事における実績は実績証明の添付不要とする。

1 2 日程等に関する事項

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
公告日	令和8年7月28日	東広島市ホームページ 及び 契約課掲示板に掲示する。
設計図書の閲覧	令和8年7月28日～ 令和8年8月3日	東広島市ホームページに掲載する。 ※設計図書を閲覧していない者のした入札は、無効とする。
質問書提出期間	令和8年7月28日～ 令和8年8月5日	質問書（様式第7）により下水道部下水道施設課へ持参すること。 提出期間後の質問は受け付けない。
回答書閲覧期間	令和8年8月12日～ 令和8年8月19日	東広島市ホームページに掲載する。 回答書の有無を確認し、回答書がある場合は、必ず閲覧すること。
入札期間	令和8年8月18日 （午前9時～午後5時）及び 令和8年8月19日 （午前9時～午後4時）	電子入札等システムを利用して入札を行う。
開札日時	令和8年8月20日 午前9時50分	電子入札室（本館4階）で行う。
事後審査	開札後に入札参加資格要件を審査し、その後落札決定を行う。	電子入札等システムで落札者決定通知を行う。

- 1 3 問合せ先
- 東広島市 総務部 契約課 （東広島市西条栄町8番29号 電話 082-420-0930）